

学校いじめ防止基本方針

桶川市立桶川西小学校

令和4年7月

1 いじめの定義といじめ防止の基本理念

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成25年いじめ防止対策推進法第2条「定義」）

(基本理念)

本校では、すべての職員が、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、どの児童もいじめに関与する可能性がある。」という基本認識を共有し、全ての児童が健やかに成長していけるように「学校いじめ防止基本方針」を策定する。また、以下にいじめ防止のための基本姿勢を5点挙げる。

- ①いじめを許さない・見過ごさない雰囲気づくりに努める
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの防止等の対策の基本となる事項

(1) 基本的施策

① 学校におけるいじめの未然防止

- ア 学校の重点目標の一つに「いじめを許さない、いじめを見過ごさない学校づくり」を明記し、組織的に取り組む。
- イ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ウ 自己有用感や自己肯定感を育むために、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会をつくる。
- エ 保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童の自主的な活動に対する支援を行う。
- オ いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権メッセージ、人権標語、人権作文等の取組を行う。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に定期的な調査を次の通り実施する。

- ・児童対象いじめアンケート調査 年3回（6月、10月、1月）
- ・保護者対象いじめアンケート調査 年1回（10月）
- ・個人面談を通じた学級担任による保護者への聞き取り調査（6月、10月）
- ・校内相談ポスト「ハートボックス」を設置、活用しての児童の実態把握（通年）

イ いじめの相談体制

児童及び保護者がいじめに係わる相談を行うことができるよう次の通り相談体制の整備を行う。

- ・学校教育相談日など、いじめ相談窓口の設置
- ・特別支援教育コーディネータの活用
- ・巡回指導による相談窓口の設置
- ・中学校区のさわやか相談員等の活用

ウ 保護者同士のネットワークづくり

保護者同士が知り合いになれるよう、学級担任等がコーディネート役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

エ いじめ防止等のための対策に関する職員の資質向上

いじめの防止等のための対策に関する生徒指導研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教員の資質の向上を図る。

オ 月に1回の児童の様子共有

生徒指導委員会の中で、ひと月の児童の様子を報告、共有することで、いじめの早期発見につなげる。

③ インターネットを通じて行われるいじめに対する施策

児童及び保護者が各種の情報機器の危険性を認識し、インターネットを通じて行われるいじめを防止し効果的に対処できるように、必要な啓発活動を実施する。

- ・情報モラル教育を年間計画に位置づけ発達段階に応じて指導する。
- ・児童及び保護者を対象として(PTA と連携)研修会を実施する。

④ いじめ防止等に関する措置

ア いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止推進委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止推進委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、学年担当推進委員、特別支援コーディネータ、教育相談主任、養護教諭、必要に応じて校長が指名する関係者。

<活 動>

- ・いじめの早期発見に関すること。〈アンケート調査、教育相談等〉
- ・いじめ防止に関すること。
- ・いじめ事案に対する対応に関すること。
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童、保護者の理解を深めること。

イ いじめに対する措置

- ・いじめに係わる相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。また、いじめと思われるあるいはいじめが疑われる事案を発見した場合も速やかに事実の有無を確認する。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への指導・助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等で学習できるような措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係わる情報を関係保護者と共有するための措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び関係機関と連携し適対応する。

(2) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。（少なくとも3か月目安）ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。また、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

認知したいじめについては、「いじめ防止推進委員会」を中心に解消に向けて取り組む。また、学期に1回実施している「学校の生活アンケート」の時に、認知したいじめが解消しているか確実に確認する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は速やかに次の対処を行う。

- ・重大事案が発生した旨を、桶川市教育委員会に報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・当該事案の事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・調査結果については、被害児童・保護者に対して、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、全てを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し、適切に説明をする。

(4) 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発防止のための取り組み等について適正に評価する。

- ・学校評価項目や保護者アンケート等にいじめの早期発見に関すること、いじめの再発防止に関することを加える。
- ・学校評議員会、学校関係者評価委員会等にいじめの防止等のための対策について報告する。